

ワクチン接種に関するお知らせ

問合先 新型コロナウイルスワクチン接種室(あいあい) ☎98-5565

乳幼児(生後6カ月～4歳)への新型コロナウイルスワクチン接種について

国において、乳幼児(生後6カ月～4歳)に対するワクチン接種が予防接種法上の特例臨時接種として位置付けられるとともに、小児(5歳～11歳)や12歳以上のワクチン接種と同じ予防接種法上の努力義務の規定が適用されたことから、市では、11月12日から次のとおり乳幼児(生後6カ月～4歳)に対するワクチン接種を開始しました(接種には、保護者の同意と同伴が必要です)。

- 接種対象者 生後6カ月～4歳の乳幼児
- 接種回数 3回接種(1回目接種から3週間後(21日後)に2回目を接種し、2回目接種から8週間後(56日後)に3回目を接種する。)
- 使用ワクチン 乳幼児用ファイザー社ワクチン
- 接種日時 毎週土曜日の午後5時～7時
- 接種場所 総合保健福祉センター「あいあい」での集団接種
- 接種券の送付 対象の乳幼児には、接種券を送付しています。
※生後6カ月に達していない乳幼児については、生後6カ月に達した月の下旬に接種券を順次発送します。
※5歳の誕生日の前々日までに乳幼児用ワクチンの1回目接種ができなかった(しなかった)人には、誕生月の下旬に小児(5歳～11歳)用の接種券を改めて送付します。
- 予約方法 乳幼児ワクチンの接種予約は、事前説明があるため電話予約をご利用ください。インターネット予約はできません。

予約時は、お手元に接種券をご用意ください。10桁の「お問い合わせ番号」が必要です。



電話予約【予約専用ダイヤル】

☎0120-946-301



亀山市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターとワクチン接種予約専用ダイヤルの開設時間を変更します

市では、これまで新型コロナウイルスワクチン接種に関する相談や接種予約に対応するため、専用ダイヤルを設けていますが、11月をもってワクチン接種を希望する人の予約がおおむね完了することから、専用ダイヤルの開設時間を12月1日から次のとおり変更します。なお、インターネットによる予約専用サイトでは、これまでどおり24時間対応で予約を受け付けます。

令和4年11月30日(水)まで	令和4年12月1日(木)から
月～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時	月～金曜日 午前9時～午後5時

■ワクチン接種に関する相談や問い合わせ

亀山市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎0595-98-5566

■電話でワクチン接種の予約をするとき

ワクチン接種予約専用ダイヤル
☎0120-946-301